厚生労働省中国四国厚生局

# 令和８年度　医療安全に関するワークショップ・セミナー　実施要領

１　目　的

医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者や安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的とします。

２　主催者

厚生労働省中国四国厚生局

３　概　要

ワークショップ及びオンデマンドセミナーを開催します。

（1）ワークショップ

開 催 日 時　　令和８年 10 月 31 日（土）　９：45～15：30

開 催 場 所　　広島国際会議場　ダリア①（広島市中区中島町１－５）

講　　師　　高橋　敬子（兵庫医科大学 医学部 医療クオリティマネジメント学 教授）

ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ　　谷口　雄司（鳥取大学医学部附属病院 医療安全管理部 教授）

ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ　　江口　明世（兵庫医科大学 医学部 医療クオリティマネジメント学 講師）

ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ　　深田　敦子（鳥取大学医学部附属病院 医療安全管理部 看護師長）

ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ　　野津　陽子（　　同　　副看護師長）

テ　ー　マ　　「伝える」を学ぶ　～患者・家族の皆様の納得につながる会話を、
ロールプレイ演習を通じて考えてみましょう！～

プログラム

| | |
|---|---|
| 09：45～　10：00 | オリエンテーション・グループでの自己紹介 |
| 10：00～　10：50 | グループワーク（医療者と患者・家族間で「あたりまえ」の乖離についての場面抽出）　・　講義「乖離のある場には相互理解が得られない」 |
| | （休憩） |
| 11：00～　12：10 | グループワーク（シナリオをもとにロールプレイ演習をやってみましょう）<br>・講義「理解が得られているかを確認しながら話すということ」 |
| | （昼休憩） |
| 13：10～　14：00 | グループワーク（乖離をなくす伝え方とは）<br>・講義「医療者はぶつけようのない怒りの受け手になることがあります」 |
| | （休憩） |

| | |
|---|---|
| 14：20～　15：20 | グループによる発表（質疑応答含む） |
| 15：20～　15：30 | 講評・まとめ |

（プログラムのねらい）

質の高い医療を目指すには、単に身体の安全のみでなく、安心感や納得というホスピタリティの要素を加えた「患者安全の確保」が望まれます。正しい説明であっても、理解が得られなくては「伝えた」ことにはならず、納得のない場面には不安が漂います。本プログラムでは、患者・家族が理解しにくい医療の場面を想定し、患者・家族になりきって、感情を爆発させるロールプレイ演習を実施し、その経験を通じて、「伝える」という事を学びます。医療者―患者・家族間の相互理解が得られれば、双方に心理的安全性の萌芽が期待でき信頼へと繋がるはずです。日々学び力を尽くしている医療を、正しく患者・家族に受け取ってもらう方法を学習します。

※ プログラム内容に関しては、今後変更されることがあります。

対　　象　① 中国地方の医療機関において医療安全管理体制の中心的役割を行う者。
- 管理者（医療機関における管理者）
- 医療安全管理者（医療法施行規則第１条の 11 第１項第５号に基づき医療機関に配置されている者。専任、兼任は問わない。）
- 上記以外で、医療機関内で医療安全管理業務に従事する者や医療安全に関心のある者等

② 中国地方の各県、保健所設置市区において、医療安全に関わっている行政職員等。ただし①の者を優先します。

募集定員　30 名程度

申込方法　令和８年７月 31 日（金）～９月 14 日（月）までの間に、中国四国厚生局公式ホームページから申し込んでください。

ホームページＵＲＬ：
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/newpage_00862.html

受講の可否については、令和８年９月 18 日（金）までにメールにてお知らせいたします。

個人情報　申込者から入手した個人情報は令和８年度医療安全ワークショップに係る事業のみに使用し、第三者への漏洩等のないよう厳重に管理いたします。

(2) オンデマンドセミナー

配 信 期 間　令和８年 11 月２日（月）～12 月 28 日（月）

講 演 内 容　① 医事紛争を防止するために知っておきたいこと　（45 分×2）

・ 講 師　　大元 和貴（広島弁護士会所属 大元・秋山法律事務所　弁護士）

② 「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針―説明と対話の文化の醸成のために―」について　（45 分）

稲葉　一人（中京大学法務研究所）

③ 令和８年度医療安全に係る制度改正について　（45 分）

医療安全推進・医務指導室

※ 講演内容等に関しては、今後変更されることがあります。

対　　象　① 中国地方の医療機関において、医療安全管理体制の中心的役割を行う者

・管理者（医療機関における管理者）

・医療安全管理者（医療法施行規則第１条の 11 第１項第５号に基づき医療機関に配置されている者。専任、兼任を問わない。）

・その他、医療安全管理業務に従事する者

② 中国地方の各県、保健所設置市区において、医療安全に関わっている者

③ その他、医療安全に関心のある者

募 集 定 員　設定しません

受 講 方 法　申込不要（当局 YouTube チャンネルにて配信）

４　受講証明書

(1) ワークショップ

受講後のアンケートにおいて希望された方には、後日、受講証明書を発行します。

(2) オンデマンドセミナー

受講証明書は発行しません。

５　事後アンケート

(1) ワークショップ

当日配布するＱＲコードからＷｅｂアンケートへの回答をお願いします。

(2) オンデマンドセミナー

ホームページ上に、視聴終了後に提出の協力依頼とともにアンケートを掲載します。

６　注意事項

(1) 経費等

医療安全ワークショップ・セミナー開催に要する経費は主催者の負担とし、受講にかかる交通費及び通信費等については受講者の負担とします。

(2) ワークショップ・セミナーの撮影等について

録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロード及び資料等の無断転用や受講用ＵＲＬの無断転載は禁止します。万が一これらの行為が発覚した場合、著作権及び肖像権侵害で対処することがあります。

(3) 医療安全対策加算の施設基準について

医療安全対策加算の施設基準における「医療安全対策に係る適切な研修」には該当しません。

７　問い合わせ先

〒730-0017
広島市中区鉄砲町７-18　東芝フコク生命ビル２階
中国四国厚生局健康福祉部 医事課
TEL: 082-223-8204